

【取引説明書】

FXTF GX 取引説明書

店頭通貨ロックアウトオプション取引

2025 年 5 月



【取引説明書】

店頭デリバティブ取引に係るご注意

(店頭通貨ロックアウトオプション取引について)

○ 本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。(注 1)

※ この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。

○ 本取引は、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。お客様の窓口へのご来店又は勧誘要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

○ お取引の内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下の ADR (注 2) 機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター電話番号
0120-64-5005 (フリーダイヤル) 〕

(注 1) ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合。
- ・勧誘の日前 1 年間に、2 以上のお取引をいただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合。
- ・外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合。

(注 2) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

【取引説明書】

店頭通貨ロックアウトオプション取引 取引説明書

この書面は、ゴールデンウェイ・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）が**金融商品取引法第 37 条の 3**の規定に基づき、当社がお客様との間で店頭通貨ロックアウトオプション取引を内容とする契約を締結する際に、あらかじめお客様に交付することが義務付けられている**契約締結前交付書面**です。

この書面には、当社の取り扱う「店頭通貨ロックアウトオプション取引」についてのリスクや留意点が記載されています。

「店頭通貨ロックアウトオプション取引」は、取引対象であるオプションのプレミアム及びその原資産である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあり、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。

「店頭通貨ロックアウトオプション取引」を開始する場合又は継続して行う場合には、事前に、本説明書を熟読され、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、ご理解いただいた上で、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任においてお取引されますようお願いいたします。

本説明書では、金融商品取引法第 2 条第 22 項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 4 項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引である「店頭通貨ロックアウトオプション取引」について説明します。

なお、本書面のほか、お客様は本取引を行う上で、当社の規程又は約款や約諾書、取引ルール等に拘束されますのであらかじめよくお読みいただき、ご確認、ご同意の上でお取引下さい。

【取引説明書】

目次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 1. 取引のリスク等重要事項について | 1 |
| 2. 金融商品取引業者のデリバティブ取引行為に関する禁止行為 | 4 |
| 3. 当社への連絡方法及び苦情等の連絡先..... | 5 |
| 4. 当社の苦情処理措置について | 5 |
| 5. 当社の紛争解決措置について | 6 |
| 6. 当社の概要ならびに当社事業の内容及び方法の概要..... | 6 |
| 7. 本取引の概要..... | 8 |
| (1) 本取引の概要..... | 8 |
| (2) 証拠金の入出金及び資金の受け払い | 9 |
| (3) お客様の同意を得て行うべき事項 | 11 |
| (4) 課税上の取扱い..... | 11 |
| 8. FXTF GX – FX KO 取引要綱 | 11 |
| 9. FX KO 取引用語集 | 18 |

【付属添付書類】

- FXTF GX – FX KO デリバティブ取引約款
- インターネット取引規則

【取引説明書】

1.取引のリスク等重要事項について

当社のオプション取引は、店頭通貨ロックアウトオプション取引（以下、本説明書において「本取引」という。）です。下記記載事項は、本取引の内容について、お客様に特にご留意頂きたい重要な事項です。当社でのお取引をご検討頂くにあたっては、下記のリスク等重要事項※を熟読し、必ず事前に十分にご理解の上、納得した場合にのみお取引を行って下さい。

※下記のリスク等重要事項は、当社の扱う本取引に伴う典型的なリスクを簡潔に説明したものであり、取引から生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。

[本取引に関するリスク等重要事項]

1. 本取引の新規取引は、オプション取引の買いのみとなり、最大損失額が限定される取引ですが、元本や利益の保証が無くリスクを伴う取引です。
2. 本取引は期限のある取引です。取引期限までに決済されなかったポジションは自動的に清算されます。
3. オプション取引の価格であるプレミアムの売値と買値には価格差（スプレッド）があります。マーケットの状況によってはスプレッド幅が広くなったり、意図したお取引ができなかったりする恐れがあります。
4. 本取引は、インターネットを利用した電子取引であるため、電子取引に伴う様々なリスクがあります。①～③は典型的なリスクとなります。
 - ① 当社又はお客様、当社のカバー先、当社のシステム委託先、通信回線業者他の第三者が所有するシステム機器や通信回線に異常・障害（システム障害）が発生した場合には、注文の受発注、執行、確認、取消し、金銭の受払いなどが行えなくなる可能性があります。機会利益の喪失などのリスクが発生します。
 - ② お客様が売買注文の入力を誤った場合等、意図しない価格で取引が成立してしまうことがあります。
 - ③ 当社のデリバティブ取引に使用するお客様のパスワード等が、第三者に譲渡、貸与、漏洩、又は窃盗されることにより、お客様に損害が発生することがあります。
5. 上記のほかにデリバティブ取引に係るリスクとして下記のリスクがあります。

(1) 価格変動のリスク

オプション取引の価格であるプレミアムは、原資産の価格やボラティリティの変動、権利行使期限までの時間、ならびに金利水準により変動し、損失が発生することがあります。また、本取引においては、ロックアウトレートに到達した場合は、オプションの権利は消滅し、0円となります。

(2) 信用リスク

- ① お客様と当社の相対取引であるため、取引の相手方たる当社の信用状況等によりお客様が損失を被る可能性があります。
- ② お客様から預託を受けた証拠金は、法令に基づき当社の自己資金とは分別して管理しますが公的保護の対象ではないため、当社及びカバー先等の信用状況によっては当社の財産状況に影響が及ぶ可能性があります、その結果、お客様が損失を被るおそれがあります。

(3) スリッページリスク

お客様の端末と当社のサーバとの間の通信時間及び当社サーバでの注文受付後の約定処理時間により、お客様の発注時の画面表示価格と実際の約定価格との間に価格差（これを「スリッページ」といいます。）が発生する場合があります。「スリッページ」は、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。

特に、重要経済指標発表時や、週末発生した突発事象、重要な国際イベントの開催により翌週の外国為替市場に大きな相場変動があった場合、スリッページが予想外に拡大する場合がありますので、ご注意下さい。

(4) 流動性リスク

戦争、事変、天変、紛争、各国為替政策・規制の変更といった特殊な状況が発生した場合など、原資産市場である外国為替相場は時に急激な変動に遭遇することがあり、相場急変によりインターバンク市場の流動性が低下しお客様への価格提示が困難になった場合、お客様は保有ポジションを解消（決済）することや、新規買付が困難となる可能性があります。

6. 本取引の取引手数料は無料です。したがって、取引時にお客様と当社が合意した価格がそのまま約定価格となります。本取引の取引価格は、オプションの本質的価値(原資産価格と権利行使価格(=ノックアウト価格)の差)に、ノックアウトプレミアム(当社が原資産価格のボラティリティやオプションの残存期間等から定める値)を加えた価格です。但し、今後、取引手数料は変更される場合があります。
7. 本取引は、お客様と当社の相対取引であり、お客様の注文に対して当社が相手方となって注文を成立させるものであって、取引所への取次ぎは行いません。当社は、お客様との取引から生じるリスクの軽減を目的として、下記のカバー取引先を相手方としてカバー取引を行っております。したがって、そのカバー取引先の信用状況によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります、お客様が損失を被る危険性があります。一方、カバー取引は、お客様が当社と行うデリバティブ取引から独立した取引です。したがって、下記のカバー取引先は、お客様が行うデリバティブ取引について、お客様の取引相手方となるものではなく、お客様の証拠金や当該取引から発生し得る損失その他お客様の取引の内容もしくは決済又は清算、あるいは当社のお客様に対する債務について、何ら責

【取引説明書】

任を負うものではありません。又、下記カバー取引先は、お客様が当社と行うデリバティブ取引やカバー取引に関するお問い合わせに応じることは一切ありません。

【カバー取引先】（カッコ内は、監督を受けている外国の当局の名称）

Finalto(BVI) Limited（フィナルト(ビーブイアイ) リミテッド）

金融商品取引業：英国領ヴァージン諸島（BVIFSC：英国領ヴァージン諸島金融サービス委員会）

8. お客様から預託を受けた証拠金等（実現損益、評価損益を含む。）の資産（純資産）については、金融商品取引法及びその関係法令等の定めに従い、その全額（内閣府令第143条の2第1項第6号に定める個別顧客区分管理金額）が日証金信託銀行株式会社（以下「信託会社」という。）の顧客区分管理信託のための信託金銭保管口座（以下「信託口座」という。）において、当社の自己の固有財産と明確に区分して保全・管理されます。
- ① 当社が自己の固有財産と区分して管理する金額（顧客区分管理金額）は、本邦銀行の営業日における日本時間午前7時（ニューヨークが夏時間の場合は午前6時）を計算（値洗い）の基準時点として算出し、その金額を、当該基準時点が属する日（計算日）における顧客区分管理必要額といたします。当社は、信託口座で管理される信託財産の元本評価額が、当該顧客区分管理必要額に満たない場合、その不足額を計算日の翌日（本邦銀行の休業日を除く。）から起算して2営業日以内に信託財産に追加いたします。但し、証拠金が証拠金口座に入金されてから信託会社の信託口座に振替えるまでの間は信託保全の対象とはなっていないため、上記の証拠金振込先銀行、当社の業務又は財産の状況が悪化した場合、お客様が損失を被る可能性があります。
- ② 信託保全は当社が取り扱う本取引の元本の投資資金を保証するものではありません。又、信託会社は、当社から信託された資金の管理のみを行い、当社又は受益者代理人の監督又は選任につき責任を負うものではありません。信託保全された資金の返還手続きについては、受益者代理人が受益者であるお客様に代わってこれを行い、お客様は信託会社に対して資金等の支払いを直接請求することはできません。
9. お客様から、当社が指定する証拠金振込先銀行（三井住友銀行、みずほ銀行、楽天銀行、PayPay銀行、三菱UFJ銀行、住信SBIネット銀行、ゆうちょ銀行、イオン銀行、セブン銀行、GMOあおぞらネット銀行）の預託証拠金専用の口座（以下「証拠金口座」という。）にお振込みいただいた証拠金については、お客様が当社にお持ちの取引口座にお客様の資産として全額が追加されます。
9. お客様は、注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

【取引説明書】

2. 金融商品取引業者のデリバティブ取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした本取引又は顧客のために本取引の媒介、取次ぎもしくは代理を行う行為に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- A) 本取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために本取引行為を行うことを内容とする契約を言います。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げること
- B) 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて本取引契約の締結を勧誘すること
- C) 本取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問したり電話をかけたりすることによる本取引契約の締結の勧誘をすること（但し、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他のデリバティブ取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- D) 本取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をすること
- E) 本取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該本取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をすること、又は勧誘を受けた顧客が当該本取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続すること
- F) 本取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘すること
- G) 本取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定められた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部もしくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、又は第三者に申し込ませ、もしくは約束させること
- H) 本取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、又は第三者に申し込ませ、もしくは約束させること
- I) 本取引について、顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- J) 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び本取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
- K) 本取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をすること
- L) 本取引契約につき、顧客もしくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客もしくは第三者に対し特別の利益を提供すること（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
- M) 本取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行もしくは脅迫をすること
- N) 本取引契約に基づく本取引行為をすることその他の当該本取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること
- O) 本取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得すること
- P) 本取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該本取引契約の締結を勧誘する行為
- Q) あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により本取引をすること
- R) 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）もしくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の本取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として本取引をすること
- S) 本取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらにしたがって、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
- T) 本取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う本取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引を言います。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
- U) 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること
- V) 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲より広く設定すること（顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。）
- Y) 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立

【取引説明書】

させる取引額の上限よりも大きく設定すること

3. 当社への連絡方法及び苦情等の連絡先

【連絡方法】

Eメール・電話・郵便

当社の本取引に関するお問い合わせは、下記の連絡先で承ります。

【連絡先】

・ 電話番号：0120-445-435（フリーダイヤル）

【所在地】

〒108-0073 東京都港区三田 2-11-15 三田川崎ビル 4F

【受付時間】

平日(祝日も含む) 8:00~20:00

(土日・年末年始を除く)

・ Eメールアドレス：support@fxtrade.co.jp

・ ホームページ：<https://www.fxtrade.co.jp>

4. 当社の苦情処理措置について

- 1) 当社は、「苦情・紛争処理規程」を定め、お客様からの苦情等のお申し出に対して、真摯に、又迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、上記3の苦情等の連絡先の通りです。又、苦情解決に向けての標準的な流れは次の通りです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

- 2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、苦情処理・紛争解決について、金融商品取引業者及び顧客が利用可能な指定紛争解決機関であり、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

【特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）】

電話番号：0120-64-5005（フリーダイヤル） ※平日（祝日等を除く）9:00~17:00

- 3) 投資助言・代理業に関する苦情受付・紛争解決機関

当社では、お客様が金融ADR制度を円滑にご利用いただけるよう、当社が加入しております「一般社団法人日本投資顧問業協会」から苦情及び紛争の解決についての業務を受託している上記の「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター」を通じて苦情及び紛争の解決を図ることとしています。

当社に対する苦情及び当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

【取引説明書】

5. 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしております。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

6. 当社の概要ならびに当社事業の内容及び方法の概要

- | | | |
|-----|------------------------------|---|
| 1) | 商号 | ゴールデンウェイ・ジャパン株式会社 (Goldenway Japan Co. Ltd.) |
| 2) | 業種 | 第一種金融商品取引業 商品先物取引業 投資助言・代理業 |
| 3) | 登録番号 | 関東財務局長（金商）第 258 号 |
| 4) | 本店所在地 | 〒108-0073 東京都港区三田 2 丁目 11 番 15 号 |
| 5) | 設立年月日 | 2006 年 6 月 14 日 |
| 6) | 資本金 | 1 億円（2025 年 2 月現在） |
| 7) | 主要株主 | F X T F ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド（ FXTF Holdings Pte. Ltd.） （100%） |
| 8) | 主な事業 | インターネットを介したオンライン店頭デリバティブ取引の提供 |
| 9) | 加入している協会 又は認定投資者保 護団体等 | 一般社団法人 金融先物取引業協会（会員番号：1570 号） 一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会（会員番号：1040 号） 日本商品先物取引協会 一般社団法人 日本投資顧問業協会（会員番号：012-02639 号） |
| 10) | 沿革 | 2006 年 6 月 IJIFックスフォー・ジャパン株式会社設立（東京都港区虎ノ門）。 2006 年 11 月 本店を港区六本木に移転。 2007 年 3 月 金融先物取引業登録（関東財務局長(金先)第 174 号）。 2007 年 4 月 営業開始（GFT 社の IB として媒介業務）。 2007 年 9 月 第一種金融商品取引業者登録（関東財務局長(金商)第 258 号）。 2007 年 10 月 サクソ銀行のホワイトトラベル業者として相対業務へ移行。 2008 年 8 月 社名を株式会社 FX トレード・フィナンシャルへ変更、本店を港区芝へ移転。 代表取締役社長に鶴泰治就任。 2008 年 10 月 24 時間取引可能な【高速 FX】サービス、即時入金サービス、当日出金サービスを開始、同時に日興シティ信託銀行での全額信託保全を開始するなど、ビジネスモデルを全面リニューアル。 2010 年 1 月 改正内閣府令に対応した顧客区分管理信託方式に移行するため信託保全先を日興シティ信託銀行から DB 信託株式会社に変更。 2010 年 8 月 BO 取引【HIGH・LOW】サービスの取扱開始。 2010 年 9 月 F X 自動売買取引【オート FX】サービスの取扱を開始。 |

【取引説明書】

| | |
|----------|--|
| 2011年4月 | 当社イメージキャラクターに小倉優子さんを起用。 |
| 2011年6月 | 法人向け外国為替取引サービスを開始。 |
| 2011年8月 | 【FXTF MT4】 サービス開始。 |
| 2012年3月 | 【HIGH・LOW MAJOR】 サービス開始。 |
| 2012年12月 | 本店を港区三田に移転。 |
| 2013年7月 | フォレックス・マグネイト東京サミット 2013 において「ベスト・バイナリーオプションブローカー」受賞。 |
| 2013年9月 | 投資助言・代理業 登録。 |
| 2013年10月 | バイナリーオプションの日 登録。 |
| 2013年11月 | BO取引【HIGH・LOW】 【HIGH・LOW MAJOR】 サービス終了。 BO取引【FXTF バイナリー・トレード】 ラダーバイナリー サービス開始。 |
| 2014年1月 | FX自動売買取引【オートFX】を【FXTF ミラートレーダー】に名称を変更。 |
| 2014年2月 | BO取引【FXTF バイナリー・トレード】レンジバイナリー サービス開始。 |
| 2014年7月 | BO取引【FXTF バイナリー・トレード】タッチバイナリー サービス開始。 |
| 2014年8月 | BO取引【FXTF バイナリー・トレード1000】 サービス開始。 |
| 2014年12月 | 店頭外国為替証拠金取引【らくらくFX】 サービス開始。 |
| 2015年6月 | 店頭外国為替オプション取引バイナリーオプション【バイトレ1000】サービスの取扱終了。 |
| 2016年3月 | 信託保全先をドイチエ信託株式会社から日証金信託銀行株式会社に変更。 |
| 2016年4月 | 当社イメージキャラクターに小島瑠璃子さんを起用。 一般社団法人日本ブロックチェーン協会(JBA)の設立に参画。 一般社団法人 仮想通貨ビジネス勉強会の正会員に参加。 |
| 2016年7月 | FX取引【高速FX】取扱終了。 |
| 2016年11月 | FX取引【らくらくFX】取扱終了。 FX取引【FXTF ミラートレーダー】取扱終了。 |
| 2017年2月 | ビットトレード株式会社に資本参加（出資比率 14.9%） |
| 2017年5月 | ビットトレード株式会社をグループ会社化（出資比率 25%）し、ビットコイン事業に本格参入。 |
| 2017年9月 | ビットトレード株式会社が仮想通貨交換業者として関東財務局に登録。 |
| 2018年11月 | ビットトレード株式会社の非関連会社化。 |
| 2019年1月 | 代表取締役役に呉一帆就任。 |
| 2019年4月 | ゴールデンウェイ・ジャパン株式会社に商号変更。 |
| 2019年6月 | 代表取締役社長に呉一帆就任。 |
| 2020年4月 | イメージキャラクターに山本舞香さんを起用。 |
| 2020年7月 | BO取引【FXTF バイナリー・トレード】取扱終了。 |
| 2020年7月 | 法人向け外国為替取引サービスを終了。 |
| 2021年9月 | FX取引【FXTF GX（エフエックスティーエフ ジーエックス）】 サービス開始 |
| 2021年12月 | 一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会に加入。 |
| 2022年10月 | 商品先物取引業の許可 日本商品先物取引協会に加入 |

【取引説明書】

| | |
|----------|--|
| 2022年12月 | 商品CFD取引【FXTF GX - 商品CFD】サービス開始 |
| 2023年6月 | 商品ロックアウトオプション取引【FXTF GX - 商品KO】サービス開始 |
| 2023年8月 | 暗号資産CFD取引【FXTF GX - 暗号資産CFD】サービス開始 |
| 2023年9月 | 通貨ロックアウトオプション取引【FXTF GX - FX KO】サービス開始 |
| 2024年11月 | 法人向けFX取引、商品CFD取引、暗号資産CFD取引を開始。 |
| 2025年4月 | 暗号資産ロックアウトオプション取引【FXTF GX - 暗号資産 KO】サービス開始 現在に至る。 |

7. 本取引の概要

(1) 本取引の概要

① 取扱商品名及び商品の概要

| | |
|-------------------|--|
| オプション取引 | |
| 【FXTF GX - FX KO】 | 当社とお客様の間で行われる、通貨を原資産とするロックアウトオプション取引で、お客様ご自身が手動により行う取引 |

② 口座開設について

当社は、社内規程でお客様の取引口座開設に関する審査基準を設け、口座開設申込の際に記載・入力されたお客様の資産の状況・知識・経験・投資目的等の事項を考慮し、適合性原則に則り口座開設に関する社内審査を行っております。社内審査が終了しますとお客様に速やかに口座開設の可否についてお知らせを送付いたします。但し、口座開設の申込をされたお客様のご意向に必ずしも添えない場合がありますのでご了承下さい。又、審査基準及び審査の経緯、口座開設の可否判断に関する理由等、当社の社内審査に関するお問い合わせに関しましては一切お答えすることができませんので、その旨ご了承下さい。

③ 取引口座

本取引をお取引いただくためには、FXTF GXの「FX KO口座」の開設が必要です。当社の「デリバティブ口座」の開設後にお客様のマイページから口座開設申込をしていただく必要がございます。

【取引説明書】

デリバティブ口座の概要

| 取引 口座 | FXTF GX | | | | | | FXTF MT4 |
|-------------|---|----------------|--------------|-------------|-------------------|-------------|----------|
| | FX 口座 | 暗号資産 CFD 口座 | 商品 CFD 口座 | FX KO 口座 | 暗号資 産 KO 口座 | 商品 KO 口座 | FX 口座 |
| 証拠金の 入出金 | 銀行振込可 通常振込/クイック入金 | | | | | | |
| | 指定口座への出金 | | | | | | |
| | お客様から当社への証拠金の預託は各口座に行なっていただけます。各口座間の振替も可能です。お客様ご指定口座への出金についても各口座から可能です。 | | | | | | |

④ 取引数量及び建玉限度

お客様は、本取引を利用してお取引いただく際、当社が定める取引数量及び建玉限度額の範囲内でお取引いただけます。

⑤ 信託保全

お客様が、本取引を行うために当社に預託した証拠金等の全ての資産につきましては、日証信託銀行株式会社を通じて信託保全されています。

(2) 証拠金の入出金及び資金の受け払い

お客様から当社への証拠金の預託につきましては、指定のお取引口座に入金することにより行われます。口座への証拠金の預託は、通常の入金及びクイック入金をご利用いただくことができます。又、お客様への証拠金の返還につきましても、口座から出金することができます。

クイック入金サービスの利用に際しては、クイック入金提携銀行にお客様本人名義の口座を開設し、各クイック入金提携銀行のインターネットバンキングサービスをご契約いただく必要があります。クイック入金サービスの詳細については当社 Web サイトにてご確認ください。

①各クイック入金提携銀行での振込手続きを完了するには、振込手続き完了後に必ず「マイページ」に戻る必要があります。「マイページ」内の「クイック入金ページ」に戻るという手順を行わないと、すみやかにお取引口座にお振込金額が反映されない場合があります。

②携帯電話から本サービスをご利用いただく際には、電波状態の良い場所にてご利用下さい。電波状態の悪い場所にて本サービスをご利用いただいた場合、正常にお振込が完了せず、すみやかにお取引口座にお振込金額が反映されない場合があります。

③お振込は、必ず「マイページ」内の「クイック入金ページ」を介して、各クイック入金提携銀行の画面へお進み下さい。「マイページ」内の「クイック入金ページ」を介さず、直接各クイック入金提携銀行のインターネットバンキングサービス画面よりお振込いただいた場合には、すみやかにお振込金額が反映されません。又、お振込手数料は原則としてお客様負担となります。

本サービスの処理中にエラーが発生し、入金金額が当社取引口座にすみやかに反映されなかった場合は、原則、クイック入金提携銀行の翌営業日の午前9時以降（各金融機関の営業開始後）、当社にて着金を確認できてからの入金処理となります。ご入金手続き完了後は、ご依頼内容の訂正、及び取消はできないものとします。当社及び各クイック入金提携銀行のインターネットバンキングサービスのシステムメン

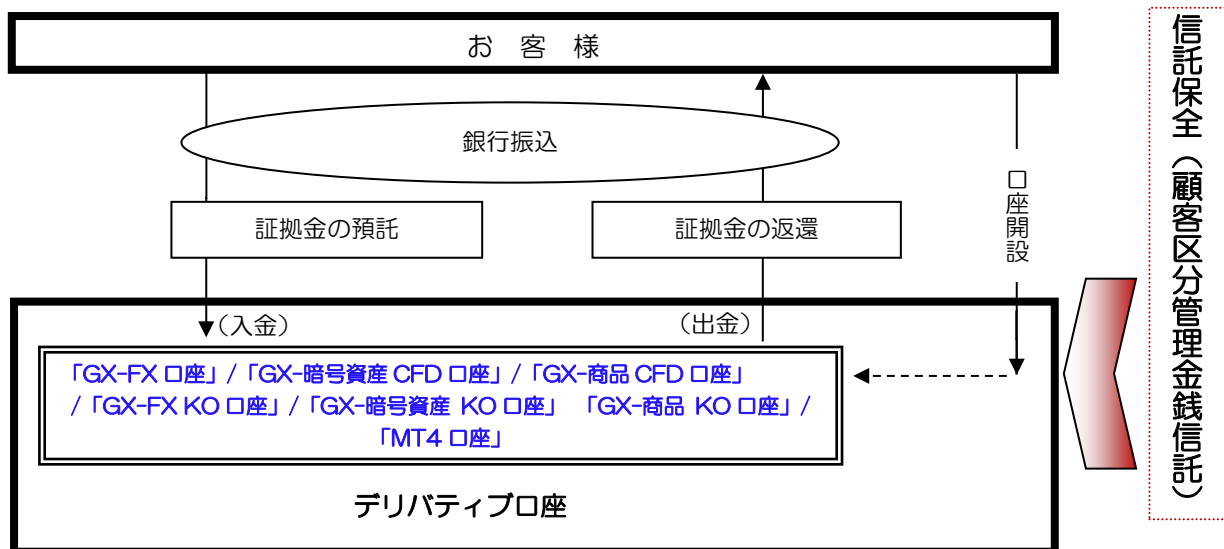
【取引説明書】

デナンス時間帯は利用できません。本サービスを利用したお客様が振り込める1回当たりの限度額は、各クイック入金提携銀行の定めるお客様の限度額の範囲内となります。

振込人名義は当社にご登録いただいているご名義と同一の名義に限ります。旧姓やご家族のご氏名でも入金できません。お振込名義が当社ご登録のご名義と相違していることが判明した際には、お電話等で事実関係を確認させていただきます。その理由によっては、入金処理完了後又は売買発生後であっても、当該振込入金の取消し、お取引の制限を行なう場合がありますので、十分にご注意下さい。尚、本取消及び制限の影響により発生するロスカットやご注文の未約定など、すべてのリスクはお客様ご自身に帰することとなりますので、あらかじめご了承下さい。

クイック入金の利用による下記に掲げる損害及び損失について、当社は免責されるものとします。

- ①天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事由により、本サービスの執行が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害。
- ②インターネット等の通信機器及び通信環境の不具合、遅延等、当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害。
- ③お客様のコンピューターのハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動、当社のコンピューターシステム、ソフトウェアの故障、誤作動、処理の遅延（当社に故意又は重大な過失がある場合を除く）、市場関係者や各提携金融機関を含む第三者が提供するシステム、オンライン、ソフトウェアの故障、誤作動等、本サービスに関係する一切のコンピューターのハードウェア、ソフトウェア、システム及びオンラインの故障や誤作動により生じた損害。
- ④本サービスを行う際のお客様による誤操作により生じた損害。
- ⑤本サービスの利用に際し、パスワードの盗用等により、第三者が不正使用を行ったことにより生じた損害。
- ⑥上記の理由等ですみやかに反映されなかったことにより生じた損害。



【取引説明書】

(3) お客様の同意を得て行うべき事項

当社は、本取引を行うにあたり、法令又は本取引説明書（付属添付書類の記載事項を含む。）の規定により例外的に認められている場合を除き、以下の各事項については必ずお客様の指示に基づいてこれを行い、お客様の同意なくこれらを行うことはありません。

- ・取引の種類、取引する通貨ペア及び取引期限の決定
- ・取引の件数又は数量の決定
- ・取引の対価の額又は約定値段（取引価格）の決定
- ・取引の売買の別及びこれに準じる事項の決定
- ・既に成立している取引を期限前に決済すること

(4) 課税上の取扱い

■個人が行った本取引で発生した利益（売買による差益）は、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、又通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。金融商品取引業者は、お客様の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

※詳しくは、管轄の税務署へ照会されるか、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

8. FXTF GX – FX KO 取引要綱

本取引は、オプションの権利行使価格と同一価格にロックアウト価格が設定されたオプション取引で、ヨーロッパタイプのオプションとなります。新規取引は、ブル（上昇）またはベア（下落）の買い注文のみ可能です。新規売り注文はできません。原資産価格がロックアウト価格に到達した場合、オプションの権利は消滅し、0円で期限前清算されます。

1. 取引方法

本取引は、ウェブブラウザ・スマートフォンアプリによるオンライン取引のみが可能で電話・FAXによるお取引は原則として受け付けられません。

2. 取引手数料

【FXTF GX – FX KO】の取引の取引手数料は無料です。

3. 取引時間（注文受付時間）

原則として、取引時間（注文受付時間）は下記の通りとします。但し、年末年始、取扱通貨国の共通の休日の取引時間は、当社が別途定めるものとします。

| 適用期間 | 取引時間（注文受付時間）※ |
|---------------|--------------------------------|
| 米国の東部標準時（EST） | 日本時間の月曜日午前7時5分から 土曜日午前6時55分まで。 |
| 米国の東部夏時間（EDT） | 日本時間の月曜日午前7時5分から 土曜日午前5時55分まで。 |

※ 但し、火曜日から金曜日の取引開始時刻前後において行う定期システムメンテナンスの時間帯についてはお取引頂く事ができません。定期システムメンテナンスの時間帯については、当社ホームページ上で事前にお客様にお知らせいたします。又、メンテナンス作業状況によりメンテナンス時間が延長になる場合がございます。

※ 月曜日の取引開始時およびメンテナンス終了後は、最初のレート更新があるまで注文は受付けておりません。

【取引説明書】

4. 取引期限

本取引の期限は1ヵ月（4週間）です。原則として月曜日を開始、金曜日を終了とした4週間のオプションで、4週間目の最終営業日の取引終了時間が取引期限（満期日時）です。開始日/最終日が休場や当社の非営業日にあたる場合は、取引期間がその分短縮となります。

5. 取引銘柄

本取引では、下記7銘柄を原資産としたノックアウトオプションを取り扱います。
左側の通貨1単位に対して右側の通貨で売買するのに必要な金額が表示されています。
・USD/JPY、EUR/JPY、GBP/JPY、AUD/JPY、EUR/USD、GBP/USD、AUD/USD

6. 取引数量及び建玉限度額

下表の通りとします。

| | |
|----------|--|
| 【取引単位】 | 取引単位は、全銘柄について共通で、銘柄毎に外国通貨1万通貨を1ロットとし、1ロット単位とします。 |
| 【注文建玉限度】 | お客様が一回に注文可能な取引数量の上限である注文建玉限度は、全通貨ペアについて共通で、通貨ペア毎に、一回の取引毎に最大100ロットとします。 |
| 【持高建玉限度】 | 当社は、当社の審査基準に基づき、お客様毎に取引に係る持高建玉限度として1,000ロットを上限に個別設定いたします。 |
| 【持高件数限度】 | お客様が保有できるポジションの件数は500件を上限とします。 |

7. オプション単価（プレミアム）

本取引の取引価格は、オプションの本質的価値（原資産価格と権利行使価格（＝ノックアウト価格）の差）に、ノックアウトプレミアム（当社が原資産価格のボラティリティやオプションの残存期間等から定める値）を加えた価格です。

購入時（建玉単価）

- ・ブル（上昇）：原資産価格の買値（ASKレート）－ノックアウト価格＋ノックアウトプレミアム
- ・ベア（下落）：ノックアウト価格－原資産価格の売値（BIDレート）＋ノックアウトプレミアム

保有中（現在単価）

- ・ブル（上昇）：原資産価格の売値（BIDレート）－ノックアウト価格＋ノックアウトプレミアム
- ・ベア（下落）：ノックアウト価格－原資産価格の買値（ASKレート）＋ノックアウトプレミアム

※市場の流動性の減少等により、一定時間原資産価格の更新が行われない場合には、当該原資産価格が市場実勢を反映したものであると確認できるまで、取引時間内であっても一時的に本取引の受注を停止する場合があります。

9. オプション料（必要証拠金）

【原資産価格が日本円を含む銘柄（USD/JPY、EUR/JPY、GBP/JPY、AUD/JPY）】

- ・購入時オプション単価×ロット数×10,000

【原資産価格が日本円を含まない銘柄（EUR/USD、GBP/USD、AUD/USD）】

- ・購入時オプション単価×ロット数×10,000×円換算レート

【取引説明書】

10. ノックアウト価格（権利行使価格）

当社が提示するリストからノックアウト価格を選択できます。ブル（上昇）の場合は原資産価格>ノックアウト価格、ベア（下落）の場合はノックアウト価格>原資産価格から選択可能です。選択可能なノックアウト価格はマーケット状況によって変わります。選択したノックアウト価格が、発注時にその時点で選択可能なノックアウト価格の範囲から外れていた場合、注文は無効となりますのでご注意ください。現在の原資産価格から近い価格に設定するとオプション単価は安くなり、遠い価格に設定するとオプション単価は高くなります。
※注文確定後にノックアウト価格を変更することはできません。

11. 判定価格

ブル（上昇）の場合は原資産価格の BID レート、ベア（下落）の場合は原資産価格の ASK レート

12. 取引注文

(1) 注文の種類及び内容

本取引の取引注文の種類は次表の通りとなっております。

| 注文の種類 |
|------------|
| 成行 |
| 指値（決済のみ可） |
| 逆指値（決済のみ可） |
| OCO（決済のみ可） |

※ 本取引における各注文は、お客様からの注文が当社のサーバに到達した順に執行するものとします。

| 注文の種類 | 注文の内容 |
|-------------|--|
| 成行（なりゆき） | 成行注文は注文価格を指定せず、銘柄（原資産、ブルベアの別、期限）、ノックアウト価格、取引の数量のみ指定する注文方法を指します。新規取引は買い注文のみとなります。成行注文は、当社のサーバで受け付けられた順に処理されますが、お客様の端末と当社のサーバとの間の通信時間及び当社サーバでの注文受付後の約定処理時間により、お客様の発注時の画面提示レートと実際の約定価格との間に価格差（これを「スリッページ」と言います）が発生する場合があります。「スリッページ」は、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。スリッページについては、(3)お客様からのご注文の執行に係るスリッページの発生についてをご確認下さい。 |
| 指値（さしね） | 指値注文は、お客様の注文価格が保有ポジションの現在のオプション単価よりも有利な価格として指定された場合のみ、有効な注文として受注されます。オプション単価が注文価格以上となった時点で当該オプション単価を以って約定します。このため、お客様に有利となる方向にスリッページが発生する場合があります。指値注文は現在の配信価格から一定の範囲のレートは指定できません。 |
| 逆指値（ぎやくさしね） | 逆指値注文は、指定した注文価格以下になれば成行で売るといった注文方法。利益や損失の水準を決める場合に便利です。逆指値注文は、保有ポジションのオプション単価が注文価格以下となった時点で当該オプション単価を以って約定します。このため、お客様に不利となる方向にスリッページが発生する場合があります。逆指値注文は現在の配信価格から一定の範囲のレートは指定できません。 |
| OCO（オーシーオー） | 決済の場合、「売指値+売逆指値」の組合せの注文を同時に出し、一方の注文が約定した時点で、もう一方の注文が自動的に取り消される注文方法。 |

(2) 注文の指示事項

本取引の注文をするときは、次の事項を正確に指示して下さい。

【取引説明書】

- ユーザ名及びパスワード
- 銘柄（原資産、ブルベアの別、期限）の種類
- ノックアウト価格
- 注文の種類
- 注文の区別（新規買い・決済売り）
- 取引金額（取引数量）

(3) お客様からの成行注文の執行に係るスリッページの発生について

スリッページとは、新規の成行注文（又は決済の成行注文）を発注後、市場価格の変動により、お客様が取引画面にて注文ボタンをクリックした時点における注文価格と、本注文がシステムにて約定された際の約定価格との間に発生する価格差のことをいいます。

本取引では、お客様の成行注文は常に受注価格（注文が当社サーバに到達した時点の価格）で約定します。

注) 下記パターンはブルの買注文の場合のみ例示しております。売注文の場合は、市場価格の変動の有利不利が逆転しますので、システムの動きも合わせて逆転します。

※買注文

| 注文価格 | 受注価格 | 処理結果 |
|-------|----------------------------|-------------------------------------|
| | 0.507 (+0.002 顧客不利) | 0.507 (受注価格) で約定する スリッページ +0.002 |
| | 0.506 (+0.001 顧客不利) | 0.506 (受注価格) で約定する スリッページ +0.001 |
| 0.505 | 0.505 | 0.505(受注価格) で約定する スリッページなし |
| | 0.504 (-0.001 顧客有利) | 0.504 (受注価格) で約定する スリッページ -0.001 |
| | 0.503 (-0.002 顧客有利) | 0.503 (受注価格) で約定する スリッページ -0.002 |

(4) 取引価格の停止・再開について

当社は、レート提供元から提示されるレートを参照してレートを生成しておりますが、市場の流動性が乏しい場合やレート提供元の事情により、レート提供元からのレート配信がない場合、当社は他のレート提供元のレートを参照してレートを生成しますが、参照先を切り替えるまでの間、一時的に取引レートの配信を停止する場合があります。

また、為替相場の急変時には、レート提供元からのレート配信がなくなり、取引ができない状態となる場合があります。

当社では、相場急変時において、取引レートを提示できるレート提供元が1社のみとなり、なおかつ、そのレートが市場実勢を反映した取引レートではないと当社が判断した場合は、お客様への取引価格の配信を停止することとしています。又、配信停止後は、当社のレート提供元のうち2社以上が取引レートの提示を再開し、なおかつ、それらの提示レートが市場実勢を反映した取引レートであると当社が判断した場合に、お客様への取引レートの配信を再開することとしています。但し、相場状況等によっては、取引レートを提示するレート提供元の数によらず、提示レートが市場実勢を反映したレートであるか否かを当社が判断し、お客様への取引価格の配信の停止・再開を行う場合があります。

レートは取扱業者（以下、「業者」といいます。）によって異なります。また、取引価格の配信の停止・再開は、レート提供元のレート提示状況に依存するため、そのタイミングは業者により異なります。相場急変時においては、業者間で取引レートのスプレッドに大きな差異が発生することがありますので、同一時刻の取引であっても、約定レートは業者により大きく異なる場合があります。又、インターバンク市場において不安定なレート提示が続く場合には、一時的にお客様からの注文の受付を制限したり、停止したりする場合がありますので、予めご了承下さい。当社がお客様への取引レートの配信を停止した場合には、配信が再開されるまでのあいだ、お客様の成行注文、指値注文及び逆指値注文、ノックアウト等のすべてを執行することができなくなります。逆指値注文は、配信を再開した時の取引レートを基準として約定しますので、相場変動が急激となった場合には、お客様が指定していた価格から大幅に乖離した価格で約定することとなる場合がありますので、予めご了承下さい。なお、取引価格の配信を停止しているあいだは、成行注文等の注文は受付られません。

【取引説明書】

13. 決済及びロールオーバー

【ポジション決済と金銭の授受】

保有ポジションは、反対売買、ノックアウト、期限到来により決済されます。

本取引では、原資産（取引対象の銘柄）の授受をせず、購入時のオプション料と決済時の売却代金の差額を授受することにより、決済が完了します（差金決済）。

お客様と当社との間の金銭の授受は日本円でのみ行われます。

・反対売買

期限到来前に決済取引を行うことです。反対売買時の原資産価格とノックアウト価格の差額にノックアウトプレミアムを加えた金額が売却価格となります。

・ノックアウト

原資産価格がノックアウト価格に到達した場合、自動的にオプションの権利が消滅します。このとき、購入時に確保されたオプション料がお客様の損失として確定します。

・期限到来による清算

オプションの取引期限を迎えた場合、期限までに決済されなかったポジションは自動的に清算されます。なお、清算価格にはノックアウトプレミアムは含まれず、原資産価格とノックアウト価格の差が清算価格となります。

【ロールオーバー】

お客様が、保有ポジションの転売による手仕舞いを行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します。お客様が保有ポジションを当日決済せずに翌日以降に繰り越す場合、スワップポイントと呼ばれる金利差相当額の精算が必要になります。

14. スワップポイント

本取引のスワップポイントは、売買される両原資産の金利差を基準として当社が独自に決定します。

なお、本取引では、お客様との間でスワップポイントの授受は行わず、権利行使価格（ノックアウト価格）を、発生したスワップポイント分変更することで調整します。このため、当初支払うオプション料（最大損失額）以上に、お客様が損失を被ることはありません。

15. 有効証拠金（純資産）及び余剰証拠金

本取引の「有効証拠金（純資産）」とは、お客様が「FXTF GX - FX KO 口座」において、預託している証拠金の残高に保有ポジションの評価損益を加減した金額で、「FXTF GX - FX KO 口座」に有するお客様の正味の財産です。本取引の「余剰証拠金」とは、預託している証拠金の残高から「必要証拠金」を差し引いた金額をいい、お客様はこの余剰証拠金の範囲内で新規注文が可能です。

16. 出金・振替可能額

お客様は、「余剰証拠金」の範囲内で原則として出金・振替が可能です。出金・振替依頼の可能な時間については、当社ホームページよりご確認下さい。

17. 証拠金の返還

A) 証拠金の返還可能額

営業日毎の証拠金の返還については、お客様の取引口座の「出金可能額」の範囲でのみ行います。なお、「FXTF GX - KO 口座」以外の口座からの未処理の出金依頼がある場合は、「FXTF GX - FX KO 口座」からの出金依頼を行えないので、ご注意ください。「FXTF GX - FX KO 口座」と他の口座の証拠金を合わせて出金したい場合は、いずれかの口座に振替後に出金依頼を行ってください。

B) 証拠金の返還日

当社は、お客様より「**証拠金の返還の請求を受け付けた日**」※1 から遅くとも **3 銀行営業日以内**にお客様の指定する銀行口座に送金（証拠金の返還）します。但し、**口座解約**※2 の場合の返還は証拠金の返還の請求を受け付けた日から **5 銀行営業日以内**とします。

【取引説明書】

※1 「証拠金の返還の請求を受け付けた日」とは、下表の通りです。

| | | |
|---------------------|---------------------------------|--------------------------------|
| お客様の証拠金返還請求を受け付けた時刻 | 銀行営業日の午前 9 時前 (午前 9 時を含まない。) | 銀行営業日の午前 9 時以降 (午前 9 時を含む。) |
| 証拠金返還請求受付日 | 返還請求を行った当日 | 返還請求を行った日の 翌銀行営業日 |

※2 お客様の口座残高が、出金後に 0 円以下（出金に伴う銀行振込手数料を考慮後）となる出金依頼につきましては、証拠金返還に係る事務処理上、「解約」時の取扱いに準じて処理いたします。（以下、「解約等」といいます。）

C) 証拠金返還時の銀行振込手数料

1. 「解約等」によらない証拠金返還時

お客様への証拠金返還時の銀行振込手数料は、原則としてお客様負担となりますが、口座開設後に取引実績があるお客様で、一回の証拠金の返還請求金額が 1 千円以上の場合は、当社が負担します。

2. 「解約等」による証拠金返還時

お客様の口座残高が出金後に 0 円以下（出金に伴う銀行振込手数料を考慮後）となる出金依頼の証拠金返還時の銀行振込手数料は、原則としてお客様負担となりますが、口座開設後に取引実績があるお客様で、一回の証拠金の返還請求金額が 1 千円以上の場合は、当社が負担します。

「解約」による証拠金返還時の銀行振込手数料は、当社が負担します。

3. 当社が破たんした場合等、有事の際の証拠金返還時

上記 1～2 に関わらず、顧客区分管理信託の受益者代理人により有事の際に証拠金を返還する場合の銀行手数料は全てお客様負担となります。

18. 資金の受け払い

本取引を行った際の資金の受け払いは、すべて専用の「FXTF GX - FX KO 口座」を通じて行っていただきます。但し、証拠金の差し入れは、現金のみで有価証券により充当することはできません。

実際に本取引をお取引いただくためには、必要な証拠金を「FXTF GX - FX KO 口座」に維持する必要があります。お取引を開始する前に、クイック入金又は振込みで直接、「FXTF GX - FX KO 口座」に入金いただくことができます。又、「FXTF GX - FX KO 口座」からお客様の銀行口座に直接出金することもできます。

19. カバー取引

当社では、お客様の本取引での取引によって発生するポジションは、即時に全カバーすることで価格変動リスクが発生しないよう管理しています。また、緊急時にはマニュアルによるカバー取引を行える体制としております。なお、当社のカバー取引先は本説明書の「本取引に関するリスク等重要事項」に記載されている通りです。

20. 本取引に関する注意事項

- ① 本取引の操作方法等については「**【FXTF GX - FX KO】**操作マニュアル」をご参照下さい。
- ② 本取引では、新規取引はブル（上昇）、ベア（下落）どちらの場合も買いとなるため、両建てはできません。同じ原資産、同じノックアウト価格のブル（上昇）、ベア（下落）を同時に保有することはできますが、お客様にとってはスプレッドが 2 重に発生するなど経済合理性に欠くため当社ではお奨めしておりません。

【取引説明書】

- ③ 通信回線やコンピューター等の障害によるシステムの中断・遅滞・中止・データの消失並びにデータへの不正アクセスによりお客様に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
- ④ 当社は、当社のウェブページ、サーバ、ドメイン等から送られるメール、コンテンツ等に、コンピューター・ウィルス等の有害なものが含まれないことを保証いたしません。

9. FX KO 取引用語集

あ オプション取引（オプションとりひき）

ある一定の商品を一定の取引期間内に一定の価格で売買する権利に対しての売買を「オプション取引」といいます。

オプション料（オプションりょう）

「オプション価格」や「プレミアム」とも呼ばれ、オプションの権利（買う権利または売る権利）に対して付けられる価値のこと。「本質的価値」と「時間的価値」から構成される。

か 買建玉（かいたてぎよく）

買付取引のうち、決済が結了していないもの。買いポジション、ロングポジションとも言います。

カバー取引（カバーとりひき）

金融商品取引業者が顧客を相手方として行う商品先物取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、別の金融機関に対して行う取引をカバー取引と言います。

逆指値注文（ぎやくさしねちゅうもん）

指定した注文価格以上になれば成行で買う、又は指定した注文価格以下になれば成行で売るといった注文。

金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者。

原資産（げんしさん）

オプション取引の対象となるもの。対象物となる原資産には通貨や商品、株式、金利などがある。

権利行使価格（けんりこうしかかく）

オプション取引で、オプションの買い手が権利を行使する時に権利行使の条件としてあらかじめ定める原資産価格をいう。

さ 差金決済（さきんけつさい）

先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原資産の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法。

指値注文（さしねちゅうもん）

価格の限度（売りであれば最低値段、買いであれば最高値段）を示して行う注文。これに対し、あらかじめ値段を定めずで行う注文を成行注文と言います。

資産合計（しさんごうけい）

お客様の取引口座でお預かりしている現金と決済済みの取引から生じた損益の合計額で、当社では「口座残高」とも呼んでいます。資産合計（「口座残高」）にポジション評価損益を加味した資産を純資産（☞「純資産」）として使い分けています。

出金可能額（しゅつきんかのうがく）

お客様は、「余剰証拠金」の範囲内で原則として出金・振替が可能です。

純資産（じゅんしさん）

お客様が当社に預託している証拠金の残高に保有ポジションの評価損益を加減した金額でお客様の取引口座内の正味の財産を表しています。正確には「口座残高」+「ポジション評価損益」の合計額です。

証拠金（しょうごきん）

先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金（お客様が当社と本取引を行うに当り、当社がお客様から担保としてお預かりする金銭）。

【取引説明書】

スリッページ(Slippage)

顧客が注文時に指定した価格と約定価格に相違があることを言います。

た デリバティブ取引（デリバティブとりひき）

その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引。先物取引及びオプション取引を含みます。

転売（てんばい）

買建玉を手仕舞う（買建玉を減じる）ために行う売付取引。

当初証拠金（とうしょしょうごきん）

取引口座を開設されたお客様が、取引注文をするときに最低限預託しなければならない証拠金。

取引証拠金（とりひきしょうごきん）

ポジションを建てるために必要な証拠金（円貨表示）で、銘柄毎に金額は異なり、実際にお取引するときの実勢レートにより変動いたします。

な 成行注文（なりゆきちゅうもん）

あらかじめ値段を定めないで行う注文。

ノックアウトオプション

原資産の価格がある期間中にあらかじめ定めた一定の価格（ノックアウト・プライス）に達した場合に、権利が消滅するオプションを言います。

は 媒介取引（ばいかいとりひき）

金融商品取引業者が顧客の注文を他金融商品取引業者に当該顧客の名前でつなぐ取引。

評価損益（ひょうかそんえき）

お客様の保有するポジションの約定価格と評価価格との差から算出された損益額。

ヘッジ取引（ヘッジとりひき）

現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを取引所金融商品市場や店頭市場で設定する取引。

や ヨーロピアン・オプション

オプションの期日時点でのみ権利行使が可能なオプションのこと。

ら 両建て（りょうだて）

同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つこと。